

四條畷市公共基準点管理要綱

平成20年3月28日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が管理する測量基準点のうち、都市再生街区基本調査により測量標が設置されたもの（以下「公共基準点」という。）の取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(公共基準点の管理保全及び閲覧)

第2条 市長は、公共基準点の測量成果及び測量標を良好な状態で管理保全し、これを一般の閲覧に供するものとする。

(公共基準点の使用)

第3条 公共基準点を使用し、又はその測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）による使用承認を受けなければならない。

2 前項の規定により公共基準点の使用承認を受けた者は、公共基準点使用結果報告書（様式第3号）により使用結果を市長に報告するものとする。

(謄本及び抄本の交付)

第4条 公共基準点の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、公共基準点成果交付申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により、謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、四條畷市手数料条例（昭和49年条例第39号）に定める手数料を納めなければならない。

(閲覧及び使用上の注意)

第 5 条 公共基準点の測量成果を閲覧し、又は公共基準点を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公共基準点の測量標を汚損し、又はき損しないように注意して取り扱うこと。
- (2) 公共基準点を使用するに当たっては、公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の承諾を得ること。
- (3) 公共基準点の測量成果を第三者に教示し、又は貸与しないこと。

(工事施工届)

第 6 条 公共基準点の付近で、次に掲げる工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、市長に公共基準点付近での工事施工届出書（様式第 5 号）を提出しなければならない。ただし、当該工事が道路又は法定外公共物に関する占用許可申請又は施行承認申請に該当する工事である場合には、当該申請をもって公共基準点付近での工事施工届出書の提出があったものとみなす。

- (1) 掘削底面端から上方 4 5 度以上の区域に公共基準点が入る掘削工事等
- (2) 公共基準点から水平方向 5 メートル以内で行う重機械を使用する工事
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれがある工事

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（工事範囲と公共基準点の位置関係を示したもの）

- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

3 工事施工者は、工事がしゅん工したときは、工事の施工前と施工後に当該公共基準点の効用の確認を行った結果を記載した公共基準点付近での工事しゅん工報告書（様式第 6 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(一時撤去、移転及び復旧工事)

第7条 工事施工者(国、地方公共団体等及び公共基準点の設置されている土地所有者等を除く。)が公共基準点の一時撤去、移転又は復旧工事をする必要が生じた場合は、公共基準点(一時撤去・移転・復旧工事)承認申請書(様式第7号)により市長に申請し、公共基準点(一時撤去・移転・復旧工事)承認書(様式第8号)により承認を受けなければならない。

2 工事施工者のうち国、地方公共団体等(以下「公共工事施工者」という。)にあつては、公共基準点(一時撤去・移転・復旧工事)協議書(様式第9号)により市長と協議しなければならない。

3 第1項の申請書又は第2項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図(工事範囲と公共基準点の位置関係を示したものの)

(2) 写真(公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの)

(3) 再設置位置図(公共基準点の新旧の位置関係が確認できるもの)

4 土地所有者等の都合により公共基準点について一時撤去、移転又は復旧工事をする必要が生じた場合は、土地所有者等は公共基準点(一時撤去・移転・復旧工事)請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

(機能回復の措置)

第8条 工事施工者以外の者で故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した者(以下「事故原因者」という。)が行う公共基準点の機能回復の措置は、前条の例によるものとする。

(機能回復の施工者)

第9条 機能回復のため新たに公共基準点を設置する工事(以下「公共基準点復元工事」という。)は、第7条第4項の場合を除き、工事施工者又は事故原因者が行うものとする。

(公共基準点復元工事)

第 10 条 公共基準点復元工事を行う者はあらかじめ公共基準点の設置位置及び設置方法について市長と協議し、国土交通省が定める街区基準点復元作業マニュアル及び街区基準点復旧測量作業要領に基づき実施しなければならない。

2 測量標は、原則として既設のものを再利用するものとする。ただし、再利用ができないと認められたときは、市長が有償により支給するものとする。

3 公共基準点復元工事を行う者は、工事の品質、出来形及び工程並びに工事実施状況を明らかにした写真を撮影しなければならない。

4 公共基準点復元工事を行う者は、工事がしゅん工したときは、公共基準点復元工事しゅん工報告書（様式第 1 1 号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 公共基準点復元工事を行う者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第 11 条 公共基準点の保全及び効用の確認並びに一時撤去、移転及び復旧工事に要する費用（以下「復元費用」という。）は、公共基準点復元工事を行う者が負担するものとする。ただし、土地所有者等により第 7 条第 4 項の規定による請求がなされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は特段の事情があると認めるときは、復元費用の負担の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、公共基準点の取扱い及び管理保全に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 3 月 2 8 日から施行する。